

議会運営委員会会議録

平成19年9月26日(水)

(開会) 9:30

(閉会) 10:11

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

人事議案について、執行部の説明を求めます。

○ 市長

本日提案させていただきます、人事議案について説明させていただきます。議案第111号は、平成19年12月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市菰田西2丁目5番33号 横山賢一氏を人権擁護委員の候補として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、人事議案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

○ 議事課長

只今市長から説明がありました、議案第111号につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において採決を行い、採決の方法は起立採決としていただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。人事議案の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、人事議案の取り扱いについては、そのように決定いたしました。議員提出議案第9号の取り扱いについて、各会派のご意見を事務局から報告させます。

○ 議事課長

お配りしております議員提出議案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思っております。案件に記載の悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書(案)については、全会派賛成ということでございました。以上で賛否の報告を終わります。

○ 委員長

議員提出議案第9号に対する各会派の意見は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案第9号の取り扱いについておはかりいたします。議員提出議案第9号については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、そのように決定いたしました。議員提出議案第10号議会改革に関する調査特別委員会の設置に関する決議の取り扱いについて事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配布いたしておりますとおり、芳野議員から、「議員提出議案第10号 議会改革に関する調査特別委員会の設置に関する決議」が、提出されております。この議案の取り扱いに関しましては、議員提出議案第9号に引き続き上程し、議案の提案理由説明を受け、その後委員会付託を省略することを諮った後に、質疑・討論・採決を行っていただいております。また、この議案が可決されれば、特別委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条の規定により、議長が会議にはかって指名することになっておりますので、議員全員を議長において指名していただいて、本会議を休憩し、正副委員長の互選を行なっていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。芳野議員、提出者席にご移動いただき、説明をお願いします。

○ 芳野議員

お手元に配布しておるとおりで、特にございません。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案第10号 議会改革に関する調査特別委員会の設置に関する決議」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第10号 議会改革に関する調査特別委員会の設置に関する決議」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、決定いたしました。芳野 議員、委員席へお戻りください。次に、「議員提出議案第11号 「議会改革のあり方検討協議会」の設置に関する決議」の取り扱いについて事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配布いたしておりますとおり、人見議員から、「議員提出議案第11号 「議会改革のあり方検討協議会」の設置に関する決議」が、提出されております。この議案の取り扱いに関しましては、議員提出議案第10号に引き続き上程し、議案の提案理由説明を受け、その後委員会付託を省略することを諮った後に、質疑・討論・採決を行っていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。人見議員、提出者席にご移動いただき、説明をお願いします。

○ 人見議員

失礼いたします。議運の委員のみなさん、また執行部のみなさん、ご苦労様でございます。私が提案申し上げております議案、議会改革のあり方検討協議会の設置に関する決議案について若干ご説明をさせていただきます。先ほど、芳野議員から提案のあった調査特別委員会、この設置方の決議については、基本的には賛同をいたす立場でございますけれども、さりとて現在の議会構成議員の大方の思いとしては、もっと柔軟に、そしてまた協議が全般的に行なわれる、そうした場を作って、この議会改革のあり方については検討していきたいという、私が思

い違いかもしれませんが、おおよそそのような思いがございます。従いまして、調査特別委員会というかたちが無理ならば、もっと違うかたちで議会改革のあり方を検討する機関を設けるべきではないかと、当然のことながら公開というあり方についても、当然検討の中で協議していただく、検討に値するというところでございます。更には、現在この議会に提出されています定数の条例、それから政治倫理の条例、こうしたものに対する専門部会というか、そうした分科会をしっかりと設けて、深く掘り下げて検討協議がなされ、そして条例素案なるものが、きちんと明確に作成される、そうした協議機関を念頭に入れて、この決議案を上程させていただいたと、このようなことでございます。どうか、よろしくご審議方お願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案第11号 「議会改革のあり方検討協議会」の設置に関する決議」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第11号 「議会改革のあり方検討協議会」の設置に関する決議」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、決定いたしました。人見議員、退席されて結構です。次に、「議員提出議案第12号 飯塚市政治倫理条例」の取り扱いについて事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配布いたしておりますとおり、森山議員から、「議員提出議案第12号 飯塚市政治倫理条例」が、提出されております。この議案の取り扱いに関しましては、議員提出議案第11号に引き続き上程し、議案の提案理由説明を受け、先にご審議いただきます「議員提出議案第10号 議会改革に関する調査特別委員会の設置に関する決議」が可決されていれば、本特別委員会に付託することを、否決されていれば、委員会付託を省略することを起立採決で諮った後に、質疑・討論・採決を行っていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば、お願いたします。森山議員、提出者席にご移動いただき、説明をお願いします。

○ 森山議員

別にございません。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案第12号 飯塚市政治倫理条例」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

○ 川上委員

「議員提出議案第12号 飯塚市政治倫理条例」についての取り扱いですが、「議員提出議案第10号 議会改革に関する調査特別委員会の設置に関する決議」が否決された場合、即決を諮りというふうに事務局の方が述べておりますけど、私はこの10号が否決された場合、議会運営委員会に付託するべきであろうと思うわけです。ご審議方、お願いたします。

○ 委員長

川上委員に申し上げますが、一応今諮り方については本会議でやりますと言っておりますの

で、本会議場でその意見を申し上げて、反対的な意見を言われてください。この場は、採決する場ではありませんので、取り計らいについての今説明をして、これにご異議あるということは、本会議場でまた言われてください。ここはそのまますんなり行きますので。

○ 川上委員

すんなりとか言うんじゃないくて、ここは議会運営に関する事を審議する法定の場なんですね。ですから、ここで、本会議で諮るかどうかと委員長は言われますけど、私は本委員会としては、議運への付託を決めるべきではないかと言ってるわけですよ。それを審議してもらいたいというふうに言ってるんです。門前払いということは、ないでしょう。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 4 4

再 開 9 : 4 6

委員会を再開いたします。他に何かご意見は、ありませんか。

○ 江口委員

私も同様に、議会運営委員会に付託して審査すべき案件であると考えます。

○ 委員長

他にご意見はありませんか。

○ 八児委員

私は、これはしっかり議論をさせていただいて、決めていくべきではないかと思っております。

○ 委員長

他にご意見はありませんか。

○ 市場委員

私は、委員長が言われているように、付託することは本会議で決めんと付託にならんと思しますので、本会議で審議していただきたいと思います。

○ 委員長

他にご意見はありませんか。

○ 川上委員

議会運営委員会は、法定の機構なんですよ。それで、議会運営に関わる事について、ここで責任をもった態度をすることが出来るんですよ。先ほど、八児委員も言われましたように、この問題については十分によく審議していく必要があると思うんですね。議会運営委員会として、そういう認識にたつべきだと思うんですよ。そういった点で言えば、10号が否決された場合はそこに付託することが出来ないわけですから、そういう場合は当然ながら議会運営委員会に付託していくと、旧飯塚市議会においてもそういう例があるわけですよ。明らかに、十分に審議しなければならないということが分かっておりながら、議会運営委員会が即決をするかどうか、付託をするかどうか、本会議に改めて聞きますというのは責任が果たせないと思うんですね。ですから、私は議会運営委員会が責任を果たすうえでも、議会運営委員会に付託するということを決めるべきだと思うんですけど。

○ 委員長

他にご意見はありませんか。

○ 芳野委員

制度上、問題はないんですか、ここでやるということは。本会議に付託しないで、この場で議会運営委員会に付託するというのが、制度上問題はないとですか。

○ 議事課長

制度上、特段問題はございません。

○ 委員長

他にご意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 5 0

再 開 9 : 5 2

委員会を再開いたします。

○ 市場委員

今、事務局の方から議運に付託してもおかしくないという意見が出たんですけど、私はおかしいと思うんですね。あくまでも、この案件を仮に付託するにしても、議運ということではなくて、例えば代表者もおつてありますし、何とかとかあるからですね。そういうかたちをとらんで、いきなり議運にというのも話がおかしいんじゃないだろうかと思うんですね。仮にするとしても、代表者をちゃんと選んですべきであると思います。いきなり議運というのは、ないんじゃないかなと気がしております。

○ 議会事務局長

先ほどの、課長の答弁に補足させていただきますけども、ご承知のとおり議会運営委員会は、議会の運営についての議長の諮問等を受ける場ではございます。私どもが、先ほど課長からご説明、この議案の取り扱いのご説明をさせていただきましたのは、議長からの指示を受けまして、議長の意としては、仮に議員提出議案の第10号の特別委員会設置の決議が否決された場合には、本会議で即決をしたいと、そのことを諮問を議会運営委員会に投げられておるところで、その意を受けまして私どもご説明をさせていただいたところでございます。それに対しまして、異論がございます。そのとおりでいいという委員さんもおられますし、また議運に付託、また総務とか他の意見もあろうかと思っておりますけども、今出ましたのは、議運で付託してはというようなことがございました。ただ、ここの議会運営委員会は採決ということじゃなしに、出来るだけ全会一致ということになっておりますので、その分につきましては最終的には議場の場で議長としての即決をしたいということをお諮りする以外にないのではないかと考えております。

○ 江口委員

もう一度、確認いたします。制度上は、本会議即決のかたちでも構わない。また、議会運営委員会へ付託でも構わない。そしてまた、その他の常任委員会付託でも構わないということですよ。それ以外に、例えば代表者会議に付託というのは、あり得ない話ですよ。

○ 議会事務局長

付託ということは、ございません。

○ 委員長

今、意見が賛否ありますので、本会議場で議長が今事務局説明のと通りの諮り方をしたいということですので。

○ 江口委員

議会運営委員会として、10号が否決であった場合は、議会運営委員会の方に付託するよというかたちで、議会運営委員会の意志として決定したうえで、そのかたちで取り計らっていただきたいと、お願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 5 6

再 開 1 0 : 0 5

委員会を再開いたします。ただ今の事務局説明のとおり、賛否両論してしますので、よって「議員提出議案第12号 飯塚市政治倫理条例」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに決定いたしました。森山議員は、退席されて結構です。次に、「議員提出議案第13号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例」の取り扱いについて事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元に配布いたしておりますとおり、道祖議員から、「議員提出議案第13号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例」が、提出されております。この議案の取り扱いに関しましては、議員提出議案第12号に引き続き上程し、議案の提案理由説明を受け、議員提出議案第12号と同様に「議員提出議案第10号 議会改革に関する調査特別委員会の設置に関する決議」が可決されていれば、本特別委員会に付託することを、否決されていれば、委員会付託を省略することを起立採決で諮った後に、質疑・討論・採決を行っていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

事務局の説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。道祖議員、提出者席にご移動いただき、説明をお願いします。

○ 道祖議員

補足説明は、特段ありません。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案第13号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

○ 川上委員

議員提出議案第13号につきましては、議員提出議案第10号否決の場合については、本委員会としては、議会運営委員会へ付託ということを決するべきだと思うわけです。理由については、もともとこういう重要な案件について即決というのは、なじまないと思うんですね。ですから、先ほどは権限の問題も出されておりましたが、議会運営委員会としての法によって定められた権限があるわけですから、これについては付託すると、付託先は議会運営委員会だということを本委員会で確認する必要があると思います。お諮りください。

○ 委員長

他にご意見はありませんか。

○ 市場委員

前回といっしょで、本会議にかけるべきだと思います。

○ 委員長

他にご意見はありませんか。先ほどと同じようにご意見が賛否両論しておりますので、先に進めます。

○ 川上委員

委員長にお尋ねしますけども、この議案を即決する選択肢をおいておるわけですね、委員長は、その理由を聞かせてください。

○ 委員長

私の意見としては、賛否両論ありますので、先ほどの案件と一緒に、
(呼ぶ声あり)

私、委員長としてこれ賛同者です。この提出議案に、ただそれだけ言うておきます。

(呼ぶ声あり)

議運の委員長だからここに座ってます、それだけです。

(呼ぶ声あり)

提出者じゃありません。賛同者です。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 10

再 開 10 : 10

委員会を再開いたします。「議員提出議案第13号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに決定いたしました。道祖議員は退席されて結構です。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。